

香南市行政改革推進委員会傍聴要領

- 1 この要領は、香南市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。
- 3 傍聴人の定員は、その都度会長が決め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 4 傍聴を希望する者は、所定の場所で傍聴人受付名簿に所要事項を記入のうえ申し出なければならない。
傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- 5 傍聴席は、会長がこれを指定することができる。
- 6 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1)銃器その他危険な物を持っている者
 - (2)酒気を帯びていると認められる者
 - (3)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
 - (4)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
 - (5)(1)から(4)までに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、(1)から(5)までに規定する物品を携帯しているか否か等を質問させることができる。
会長は、質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
児童及び乳幼児は、会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 7 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1)会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2)私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
 - (3)はち巻又は腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
 - (4)飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5)会場において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合を除く。
 - (6)会場において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
 - (7)みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (8)その他会場の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 8 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。
- 9 傍聴人は、次のいずれかに掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。
 - (1)会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2)傍聴人が、この規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
 - (2)の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることとはできない。